

令和7年度  
**重要事項説明書**  
(入園のしおり)



**木津川市立いづみこども園**

## いづみこども園 重要事項説明書(入園のしおり)

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### I 事業者の運営主体

事業者の名称	木津川市
事業者の所在地	木津川市木津南垣外110番地9
事業者の電話番号	0774-72-0501
代表者氏名	市長 谷口 雄一

### 2 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園					
名称	木津川市立いづみこども園					
所在地	木津川市加茂町里西鳥口95番地					
電話番号・FAX	TEL0774-76-2130・FAX0774-76-4559					
施設長氏名	岡森 多美恵					
開設年月日	令和6年4月1日					
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号				9人		
2号・3号	14人	20人	20人	53人	57人	57人
取扱う保育事業	一時預かり、延長保育、預かり保育					

### 3 施設・設備の概要

敷地面積		3, 653. 40 m <sup>2</sup>	
園舎	構造	鉄骨造、地上2階建	
	延床面積	2, 186. 81 m <sup>2</sup>	
施設設備の 数と面積	乳児室	4室	238. 57 m <sup>2</sup>
	保育室	8室	543. 19 m <sup>2</sup>
	乳児遊戯 スペース	1室	16. 95 m <sup>2</sup>
	遊戯室	1室	208. 45 m <sup>2</sup>
	調理室	1室	87. 66 m <sup>2</sup>
	調乳室	1室	4. 08 m <sup>2</sup>
	便所	13室	104. 08 m <sup>2</sup>
	医務室	1室	6. 6 m <sup>2</sup>
	事務室	1室	47. 66 m <sup>2</sup>
	会議室	1室	52. 66 m <sup>2</sup>
子育て支援 スペース		1室	85. 32 m <sup>2</sup>
設備の種類		プール、冷暖房等	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場	1, 340. 68 m <sup>2</sup>

#### 4 施設の目的、運営方針

目的	子どもの教育・保育を日々行い、その健全な心身の発達を図る
運営方針	<p>教育保育理念 「子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛されるこども園を目指す」</p> <p>教育保育方針 「のびのびと明るく 心身ともに丈夫な子どもを育成する」</p> <p>めざす子ども像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で明るく豊かな感性をもつ子ども</li> <li>・“人”やすべての“命”を大切にする子ども</li> <li>・物事に意欲的に取り組みやりとげる子ども</li> <li>・のびのびと自己表現できる子ども</li> </ul>

#### 5 職員体制

園長	1人
副園長	1人
教頭	2人
保育教諭	48人
早朝・延長教諭	9人
調理員	6人
用務員	3人

#### 6 開所日及び休園日

##### (1) 開所日

開所日	月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
-----	--

(2) 休園日

1号認定	土曜日・日曜日・祝日 夏季休業日：7月19日から8月31日まで 冬季休業日：12月25日から1月7日まで 春季休業日：3月25日から4月5日まで
2号・3号認定	日曜日・祝日・年末年始

7 教育・保育を提供する時間

(1) 開園時間

平 日	午前7時30分から午後7時00分まで
土 曜 日	午前7時30分から午後5時00分まで

※土曜日は両親どちらか仕事が休みの場合、家庭保育をお願いします。

(2) 教育標準時間

平日の教育時間	午前8時30分から午後4時30分まで
預かり保育時間	学期中：午後1時00分から午後4時30分まで 長期休業中：午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

平日の保育時間	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間	午前7時30分から午後5時00分まで
延長保育時間	平日：午後6時30分から午後7時00分まで

(4) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

平日の保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	平日：午後4時30分から午後7時00分まで 土曜日：午後4時30分から午後5時00分まで

## 8 保育利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	月額3,000円 1回当たりの額は、30分当たり200円とする ※公共交通機関における遅延の為スポット料金が発生した場合、遅延証明の提出又は、提示により免除されます。
預かり保育料	(学期中) 午後1時00分～午後4時30分： 500円 (長期休業中) 午前8時30分～午後4時30分： 1,000円 午前8時30分～午後1時00分： 500円 午後0時30分～午後4時30分： 500円
その他別表に定める料金	別表①—1・①—2参照

## 9 保育利用時間申請兼延長保育申請・預かり保育の手続きについて

### (1) 保育利用時間申請兼延長保育申請（2号・3号認定利用者向け）

保育時間前後において、保護者の就労時間等の関係上やむを得ない場合に、延長保育を実施します。

### (2) 預かり保育（1号認定利用者向け）

教育時間終了後（又は長期休業中）において、希望する園児を対象に、保護者の子育てを支援することを目的として預かり保育を実施します。

#### ・利用できる事由

- 就労・就学
- 出産（産前・産後）
- 介護
- 病気（保護者・家族）
- 兄・姉の授業参観（小・中学校）
- 災害
- リフレッシュ（※リフレッシュ利用は週に1回、月4回までです。）

#### ・期日までに、「預かり保育利用申請書」を園に提出してください。

申請書は職員室にあります。

#### ・学期中（長期休業中は1日又は午後利用）の利用の場合は、午睡用布団（上・下1組）等をご用意ください。

#### ・月末に集計し、翌月に利用料を徴収させていただきます。

## 10 支払方法

- ・原則口座振替払
- ・支払期日 每月月末（非営業日の場合は翌営業日となります）

## II 提供する教育・保育の内容

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に沿って、小学校就学前子どもの発達に必要な教育・保育を提供します。

<教育・保育目標（年間）>

クラス	年齢別目標
0歳児	よく寝、よく食べ（飲み）、機嫌よく遊べる生活リズムをつくり大人との安定した人間関係を確立していく。
1歳児	安心できる保育教諭との関係のもとで、食事、排泄などの活動を通して自分でしようとする気持ちが芽生えるようにする。
2歳児	安心できる保育教諭との関係のもとで、食事、排泄などの簡単な身のまわりの活動を自分でしようとする。
3歳児	食事、排泄、睡眠、衣服の着脱など、生活に必要な生活習慣が身につくようとする。
4歳児	遊びを通してお互いを認め合う心を養い、創造の芽生えを育む。
5歳児	人を思う心、創造的な力、何事も最後までやろうとする力を身につける。

① 年間行事予定表は別紙②参照

<クラス編成>

年齢	クラス名
0歳児	ひよこ組
1歳児	ちゅうちょ組・みつばち組
2歳児	りす組・うさぎ組
3歳児	いるか組・ぺんぎん組
4歳児	きりん組・こぐま組
5歳児	ぞう組・らいおん組



## <毎日の教育・保育の流れ>

時間	1号認定(教育・幼児)	2号認定(保育・幼児)	3号認定(保育・乳児)
7:30		開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園
8:30	教育時間開始 順次登園	保育短時間(8時間)開始 順次登園	保育短時間(8時間)開始 順次登園
9:30 10:00	あそび(室内外) 散歩など	あそび(室内外) 散歩など	おやつ(2歳児は12月まで) あそび(室内外) 散歩など
11:00 12:00 12:30 13:00	食事 降園準備 降園	食事 午睡 (3歳・4歳児 一年中) (5歳児 夏季まで) 目覚め おやつ 順次降園	食事 午睡 目覚め おやつ 順次降園
14:30 15:00 15:30 16:30	目覚め おやつ 順次降園 預かり保育終了	保育短時間終了	保育短時間終了
18:30 19:00		保育標準時間終了 閉園	保育標準時間終了 閉園

※ 食事、午睡は年齢によって時間が前後します。

※ 9時までに登園してください。

※ 登降園が遅れる時は、必ず連絡を入れてください。



## I 2 給食について

- ・自園調理を行い、適切な栄養量で多様な品を取り入れ、栄養バランスの取れた献立を提供しています。
- ・3歳未満児(0・1・2歳児)は、完全給食です。
- ・離乳食及び除去食については、給食担当者及び担任と相談の上すすめます。
- ・3歳以上児は副食給食です。(白飯でお子さんに合った量を持たせてください。)
- ・体質上食事制限や、除去食を必要とする場合、検査を受け医師の診断書を提出してください。調理師、担任、保護者とともに献立についての懇談をします。

- ・アレルギー対応食のある場合は、できる限り児童の座席を一定にします。また必要に応じて別のテーブルを使います。特に低年齢の場合は、担任が近くに座り、食事介助を行うとともに、他の子の食べ物を食べないよう注意します。

#### 〈食育の取り組み〉

- ・地産地消を心かけ、旬を大切にした献立作り
- ・各年齢に応じた菜園活動及びクッキング
- ・発達に応じて食事マナーの指導
- ・給食展示を通しての紹介 など



#### | 3 保護者に用意していただくもの

##### (1) 入園時にご用意いただくもの

###### 〈書類〉

- ・家庭環境調査表・救急カード
- ・災害時引き渡しカード・写真撮影及び掲載に関する同意書

###### 〈準備物〉

※別紙③—1・③—2参照

##### (2) 服装などについて

- ・登降園時はカラー帽子を着用してください。(3~5歳児)
- ・動きやすく、着脱しやすく、汚れてもよい服装にしてください。
- ・ひもやフード付きなどの引っ掛かりやすい服、チェニック、スカート付きズボンは避けてください。
- ・髪ゴムは飾りのついていない物にしてください。
- ・靴は足に合ったはきやすい運動靴にしてください。
- ・衣服や靴など持ち物には名前を明記してください。

#### | 4 登園・降園について

- (1) 登降園管理システム「コドモン」により、園児の登降園の管理を行います。登降園時には、保護者が個人のQRコードを所定のタブレットにかざしてください。子どもにはさせないでください。
- ・欠席・遅刻の場合は9時までにアプリに入力ください。
  - ・送迎は、保護者が責任をもって行ってください。万が一、代理の方に送迎を依頼される場合は必ず事前に園へ連絡ください。お迎えの変更(時間・人)は15時30分まではアプリに入力してください。15時30分以降は園に電話連絡を入れてください。

- (2)・6歳未満乳幼児を自動車に乗せる際は、チャイルドシートの装着、また自転車に乗せる際には、ヘルメットの着用が義務づけられています。必ず着けましょう。
- ・保護者用の吊り下げ名札を各家庭2個ずつ配布しますので、送迎の際は必ず着けてください。

<送迎についてのお願い>

※別紙④—1・④—2参照

## | 5 こども園と保護者との連携について

心配なこと、分からることはいつでも職員にお尋ねください。

- (1) 毎月の「園だより」、「献立表」、行事やその他のお知らせ等は、  
その都度コドモンで配信します。必ず目を通してください。
- (2) 園からの緊急連絡（警報発令時など）はコドモンにて及びメールにて  
一斉配信します。

\*勤務先、住所、電話番号が変更になった場合は、すみやかに連絡してください。

## | 6 健康診断、健康管理について

### (1) 健康診断

- |       |         |
|-------|---------|
| ・健康診断 | 全園児 年2回 |
| ・歯科検診 | 全園児 年1回 |
| ・尿検査  | 全園児 年1回 |
|       | など      |

### (2) 健康管理、病気、怪我のときの対応

- ・病気の場合は早期発見、早期治療に心がけてください。
- ・病気や怪我の場合は、状況に応じて保護者に連絡しますので、連絡先《必ず連絡のつく所》（携帯番号だけではなく職場等）を明確にしておいてください。基本として、体温が37.5℃にならない場合でも、お子さんの状態によっては念の為に連絡する場合があります。
- ・こども園の管理下において、事故、災害時に対応して、独立行政日本スポーツ振興センターへの加入制度があります。（一部保護者負担あり）
- ・原則として薬は持ってこないでください。薬を飲まなければならない時は、まだ病気が治っていないものとして、お家で十分休養させましょう。やむを得ず薬を持ってこられる場合は、登園時に「与薬依頼書」に必要事項を記入し、主治医が記入した「与薬に関する主治医指示書」及び医師または薬局が発行した「薬剤情報提供書(成分表)」を添え、園児の名前・日付を記入した薬剤を保育教諭へ手渡しにより提出してください。また、注意事項を必ず守ってください。

※別紙⑤-1・⑤-2・⑤-3参照

- ・持病があるお子さんについては、できるだけ詳しくお知らせください。
- ・感染症の病気については、医師の指示に従ってください。※別紙⑥参照

#### | 7 園医（小児科・内科）・園歯科医について

医療機関の名称	山口 医院
医 院 長 名	山口 泰司
所 在 地	木津川市加茂町里南古田134番地
電 話 番 号	0774-76-0505

医療機関の名称	住岡歯科医院
医 院 長 名	持木 純子
所 在 地	木津川市加茂町里東鳥口9-1
電 話 番 号	0774-76-2407

#### | 8 利用の開始及び終了について

- ・開 始：①1号認定子ども：別途定めた選考方法による  
②2号・3号認定子ども：市が行う利用調整による  
本重要事項説明書に同意された後、同意書等を提出してください。
- ・終 了：以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。  
①1号・2号・3号認定子どもの区分に該当しなくなったとき  
②保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき  
③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

#### | 9 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発令時の対応について

前日の14時頃に、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発令された場合、広域的に過去に例のない危険な暑さが予想されることを踏まえ、園児の健康に係る被害を防ぐ観点から、気象警報発令時と同様に自宅待機・家庭保育のご協力をお願いします。

## 20 気象警報発令時について

「大雨警報」、「暴風警報」、「洪水警報」、「大雪警報」のいずれかひとつでも警報が発表された時

在宅時 自宅待機となります。

在園時 警報を確認の上、園児の安全を配慮して、各家庭で自主的に迎えに来てください。

ただし、事情により家庭保育ができない場合は、こども園で保育します。

在宅時 自宅待機となります。

本園は、洪水・浸水想定区であるため、避難勧告又は避難指示の発令時には、「加茂小学校」又は「南加茂台保育園」に避難します。

※気象予報区は「木津川市」区域となります。

※気象庁によると、「警報は、重大な災害が起きると予報されたときに発令されるもの」であることから、発令されている限りは、その時が晴れていようとも、非常に危険であると考えて行動することが重要です。

## 21 地震発生時の対応について

### (1) 震度基準

木津川市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、すべての市立保育園・こども園において(2)及び(3)の対応とします。

※気象庁の発表は、細かい場合「木津川市〇〇町（地域ごと）」となります。が、保護者の帰宅やライフラインなどは地域を超えて影響があると考えられるため、市内のどこか一つの地域でも「震度5弱と出れば、市内保育園・こども園で同じ対応をとります。

### (2) 家庭保育の協力依頼について

登園までに震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則家庭での保育にご協力お願いします。

非常災害時は、保育教諭等の確保が困難となるうえ、ライフライン等の影響による非常事態の対応に迫られるため、通常の園運営が出来なくなります。

子どもの命を守るために最善の安全確保に努めていただきますようお願いします。

### (3) 園児の降園について

在園中に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応は次のとおりします。

・保護者が迎えに来られるまで、全園児を園又は状況に応じて基本的には各園所定の避難場所に待機させますので、迎えをお願いします。

なお、震度5弱以上で連絡網も寸断され保護者への連絡が取れない場合も想定されますが、迎えに来られるまでお預かりします。

- ・各園においては、登園している園児についての安否を確認後、保護者もしくは緊急時の迎えの方へ確実に引き渡します。（別紙⑦参照）

<近隣の緊急連絡先>

警察署（110）	加茂交番	0774-76-2065
消防署（119）	加茂出張所	0774-76-4119
木津川市役所（72-0501）	保育幼稚園課	0774-75-1212

## 2.2 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	岡森 多美恵
消防計画届出年月日	相楽中部消防組合消防本部 令和7年4月1日
避難訓練	毎月1回実施（火災及び地震）
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

## 2.3 業務の質の評価について <こども園の自己評価>

- ・保育教諭等の自己評価（チェックリスト）、年2回実施
- ・人権擁護のためのセルフチェックリスト、年1回実施

## 2.4 個人情報の保護について

### （1）園児及び保護者の個人情報の使用について

法令に基づき許容される範囲及び下記①～④の目的のために、必要最小限の範囲内において使用します。

- ① 小学校等への円滑な移行・接続が図られるよう、入学予定の小学校等との間で情報を共有します。
- ② 他の施設などへ転園する場合や、兄弟姉妹が別の施設などに在籍する場合にお

いて、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

- ③ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。
- ④ 園のお便りや園内掲示、市の広報などに写真や名前を掲示することがあります。  
掲載に不都合がある場合は、遠慮なく申し出てください。

## (2) その他個人情報に関する禁止事項

園児名簿など、他の園児や保護者に関する情報をメールで流したり、SNSに投稿したりという行為は、決してしないでください。ご自身で撮影されたビデオや写真についても、他の園児や保護者が写っている場合は同様とします。

\*別紙⑧参照

## 25 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 中村 さえ子 (教頭) 電話番号 0774-76-2130	
相談・苦情解決責任者	氏名 岡森 多美恵 (園長) 電話番号 0774-76-2130	
第三者委員	崎園 邦子	電話番号 0774-76-8266
		役職 主任児童委員
	今中 旬子	電話番号 0774-76-4267
		役職 主任児童委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています

## 26 連携施設

連携施設の種類	子育て支援センター事業
名称	加茂子育て支援センター
所在地	木津川市加茂町里西鳥口95番地
連携協力の概要	就学前の児童及びその保護者の育児支援

27 地域の育児支援について

- ・一時預かりの実施、園庭開放の実施など

28 園舎平面図

※別紙⑨参照

## 重要事項説明同意書及び個人情報使用同意書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項及び個人情報の説明を行いました。

こども園名：木津川市立いづみこども園

所 在 地：木津川市加茂町里西鳥口95番地

園 長： 岡森 多美恵

私は、書面に基づいて木津川市立いづみこども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

また、下記園児及びその保護者に係る個人情報について、「個人情報の取り扱いについて」記載された「1. 個人情報の利用目的」「2. 個人情報の提供」のために必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。

令和 年 月 日

住 所：

園児 氏名：

保護者氏名：

園児から見た続柄：

## 別紙①-1

## 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

	項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
①	給食副食費	給食副食材料 (※副食費減免適用者を除く) (※1号は8月分徴収なし)	1号 3,500円 2号 4,500円
②	日本スポーツ振興センター保護者負担	災害給付金	200円
③	絵本代	月刊絵本	460円
④	写真代	行事写真等	Lサイズ 80円 卒園写真700円
⑤	用品代	保育用品等(別紙①-2)	

## 用品購入一覧

	用品名	単価(税込)	0・1歳児	2歳児	3~5歳児	備考
1	カラー帽子	900円	○	○	○	藤・水・橙 黄・桃・黄緑
2	氏名印	345円	○	○	○	※価格変動あり
3	雑費袋	55円	○	○	○	
4	作品袋	90円	○	○	○	
5	乳児連絡帳	170円	○	○		随時購入
6	クレパス	690円		○	○	
7	自由画帳	220円			4. 5歳児 使用	
8	粘土	320円			○	
9	粘土ケース	245円			○	
10	粘土板	395円			○	
11	のり	210円			○	
12	道具箱	375円			○	
13	ハサミ	360円			4. 5歳児 使用	右用・左用
14	サインペン	730円			4. 5歳児 使用	
15	指定の体操服 半袖シャツ	2,000円			○	100~150
16	指定の体操服 ショートパンツ	1,600円			○	100~150

\* 1~2までは卒園まで使用

\* 4は毎年購入

\* 上記項目はすべて利用者の任意とする

令和7年4月～  
令和8年3月

# 年間行事予定表

木津川市立いづみこども園 TEL 76-2130  
FAX 76-4559



- 4 5日（土）入園式
- 7日（月）1号認定始業
- 15日（火）避難訓練
- 16日（水）身体測定（乳児）
- 17日（木）身体測定（幼児）
- 22日（火）春の遠足（4歳児）
- 24日（木）春の遠足（5歳児）
- 25日（金）～5月9日（金）  
5歳児個別懇談会



- 5 13日（火）春の遠足（3歳児）
- 14日（水）身体測定（乳児）
- 15日（木）身体測定（幼児）
- 16日（金）避難訓練
- 20日（火）春の遠足（2歳児）
- 21日（水）春の遠足（1歳児）



- 6 2日（月）～9日（月）  
クラス懇談会及び乳児保育参観
- 10日（火）避難訓練
- 11日（水）身体測定（乳児）
- 12日（木）身体測定（幼児）
- 17日（火）プールびらき



- 7 5日（土）なかよしコンサート  
(幼児)
  - 7日（月）なかよしコンサート  
予備日（幼児）
  - 8日（火）避難訓練
  - 9日（水）身体測定（乳児）
  - 10日（木）身体測定（幼児）
  - 12日（土）夏祭り
  - 18日（金）わくわくサマー  
まつり（5歳児）
- 1号認定終業



- 8 5日（火）避難訓練
- 6日（水）身体測定（乳児）
- 7日（木）身体測定（幼児）



- 9 1日（月）1号認定始業
- 5日（金）プールおさめ
- 9日（火）避難訓練
- 10日（水）身体測定（乳児）
- 11日（木）身体測定（幼児）
- 27日（土）運動会  
(1・2歳児)



- 10 1日（水）～9日（木）  
個人懇談会（乳児）
- 7日（火）避難訓練
- 8日（水）身体測定（乳児）
- 9日（木）身体測定（幼児）
- 16日（木）秋の遠足（3歳児）
- 21日（火）秋の遠足（4歳児）
- 25日（土）キッズフェスタ



- 11 1日（土）運動会（幼児）
- 4日（火）運動会予備日（幼児）
- 6日（木）避難訓練
- 7日（金）～25日（金）  
個人懇談会（幼児）
- 11日（火）身体測定（乳児）
- 12日（水）身体測定（幼児）
- 13日（木）お別れ遠足（5歳児）



- 12 6日（土）生活発表会（乳児）
- 9日（火）避難訓練
- 10日（水）身体測定（乳児）
- 11日（木）身体測定（幼児）
- 13日（土）生活発表会予備  
(乳児)
- 17日（水）もちつき
- 23日（火）クリスマス会
- 24日（水）1号認定終業
- 27日（土）保育納め
- 28日（日）～31日（火）



- 1 1日（木）～3日（土）  
年始休園
- 5日（月）保育始め
- 8日（木）1号認定始業
- 14日（水）身体測定（乳児）
- 15日（木）身体測定（幼児）
- 16日（金）避難訓練



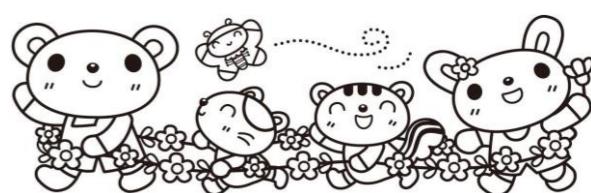
- 2 3日（火）避難訓練
- 7日（土）生活発表会（幼児）
- 10日（火）身体測定（乳児）
- 12日（木）身体測定（幼児）
- 14日（土）生活発表会予備  
(幼児)



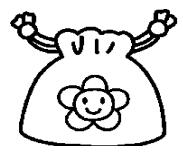
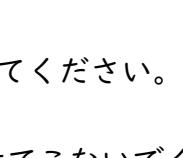
- 3 3日（火）お別れ会
- 4日（水）身体測定（乳児）
- 5日（木）身体測定（幼児）
- 11日（水）避難訓練
- 21日（土）卒園式（5歳児）
- 24日（火）1号認定修了



- ◇尿検査・歯科検診（6月）・健康診断（5・9月）を実施します。
  - ◇眼科・耳鼻科検診（4・5歳児）を実施します。
  - ◇お楽しみ会は2か月に1回程度行います。
  - ◇保健師・臨床心理士指導は、隨時おこないます。
- ※行事を変更する場合は、その都度メール、手紙又は連絡板等でお知らせします。



## ★入園までに準備していただくもの(3歳以上児)

1	指定の体操服上・下	加茂地域保育園用品販売店で購入	
2	通園カバン (リュックサック)	給食用具やタオル・コップ・水筒を入れてきてください。	
3	手ふき用タオル (手洗い用)	つりひもを付けたもの(1枚)	
4	弁当箱	耐熱性のあるもの(保温するため)	
5	弁当箱用ゴム	幅の広いゴム	
6	口ふきタオル	タオルハンカチ(20cm×20cm程度)	
7	はし・スプーン フォーク	お子さんの手に合った使いやすいもの名前は消えないようにしてください。	
8	弁当箱等を入れる袋	出し入れのしやすい大きさ(4~7を入れる)	
9	水筒	自分で開閉でき、飲み口タイプ・ぐい飲みタイプのもので、肩からかけられるもの。 お茶を入れてきてください。	
10	コップ	安定性のよいもの	
11	コップ用袋	出し入れのしやすい大きさ	
12	歯ブラシ	お子さんの歯にあったもの。 歯ブラシキャップはいりません。	
13	置き着替え用セット (園に置いておきます)	出し入れのしやすい大きさの袋に、 シャツ・上下の服・靴下2セット・パンツ 取っ手付きポリ袋(大2名前を書いて)	
14	上靴	足に合い、履きやすい物(通年使用)	
15	上靴袋	出し入れのしやすい大きさ	
16	午睡用布団	上・下1そろえ(ベビー布団の大きさ) 枕は使用しません。	
17	絵本カバン	貸し出し絵本を入れる手さげカバン (B4サイズが入る大きさのもの)	

- ・食事用のもの・着替え・手ふき用タオルなど毎日使うものは、持ち帰って洗ってください。
- ・週末には、布団を持って帰ってください。
- ・決められた物以外は、持たせないでください。カバンに、キーホルダー等はつけてこないでください。
- ・持ち物には、すべて名前を明記してください。
- ・ひもやフード付きなどの引っ掛けかりやすい服、チェニック、スカート付きズボンは避けてください。
- ・髪ゴムは飾りのないものにしてください。

## ★入園までに準備していただきるもの（3歳未満児）

### 【毎日使用するもの】

	0歳児	1歳児	2歳児	
エプロン	(3枚)	3	3	ハンドタオルの端にゴムを通して首からかけるようにしてください。
口ふきタオル	(3枚)	3	3	タオル素材のもの (20cm×20cm程度)
コップ	(1個)	1	1	お子さんの手に合った安定性の良いもの
手ふき用タオル	(1枚)	1	1	つりひもを付けたもの
布団上・下	1組	1	1	ベビー布団の大きさの物 枕は使用しません。
おねしょマット			1	必要に応じて担任にご相談ください。

※0歳児の（ ）については、お子さんの成長に合わせて担任よりお知らせします。

- ・食事用の物・着替え上下・手ふき用タオル等は、毎日持ち帰って洗ってください。
- ・週末には、布団を持って帰ってください。

### 【予備としてロッカーに置いておく物】

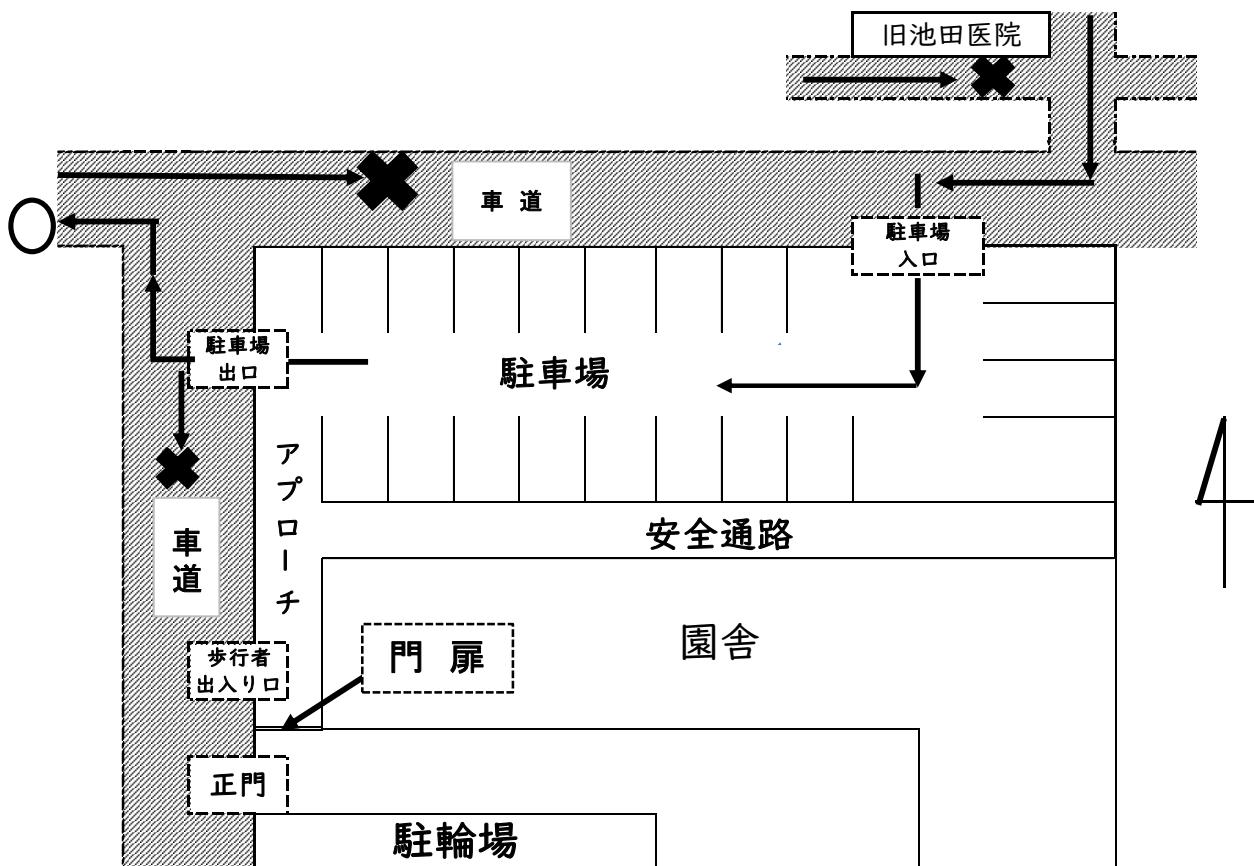
	0歳児	1歳児	2歳児	
おむつ 又は紙パンツ	10組	10	10	家庭で使用している物
トレーニング パンツ			3	※使用時期については、担任より個別にお知らせします。
おしり拭き	1袋	1	1	
着替え上・下と 肌着	3組	3	3	
靴下	1足	1	1	※フード付きの服、チュニック、スカート付きズボン等は控えてください。
フェイスタオル	1枚	1	1	必要に応じて使用します

※決められたもの以外は、持たせないでください。

- ・持ち物には、すべて名前を明記してください。

## 送迎について

- ① 徒歩、自転車の方は正門より出入りしてください。  
自転車置き場は、正門に入った右側にありますので停めてください。
  - ② 車の方は、こども園北側の駐車場に止めてください。送迎車両証明書を必ず提示してください。駐車場からは、安全通路・アプローチを通り、門扉より出入りしてください。
- \*車の進入方向については、正門からの歩行者の安全や、駐車場出入り口の混雑をさけるため、一方通行でお願いします。（下図の→に従って走行してください）
- \*駐車場には、約30台停められますが、特に16時からの降園時は混雑し、近隣の方への迷惑になります。都合のつく方はできる限り16時15分までに来てください。短時間での駐車にご協力をお願いします。路上には、車・自転車等を停めないよう、くれぐれもお願いします。
- ③ 防犯のため、門扉ではインターホンでクラスと名前をお知らせください。



\*駐車場入口・出口 7:30～9:15  
15:30～19:00 門は開けています。

9:15～15:30 門は閉めています。施錠はしていませんので、ご自分の開閉をお願いします。

\*歩行者出入り口 7:30～19:00

**防犯のために常に門は閉まっています。**

\*正門 8:30～9:00

15:30～16:30

門は閉めています。施錠はしていま

\*門扉

7:45～9:00

15:30～16:30

せんので、ご自分の開閉をお願いします。

上記時間以外門は施錠しています。ご用の方は、インターフォンを押してください。

## 児童送迎の車両について

◎送迎時において、自動車を利用される方に条件をつけさせていただきます。

- ・原則として、自宅がこども園より概ね500m以上離れている方。
- ・勤務や家庭の都合により、徒歩での通園が困難な方。

◎自動車を利用される方は、こども園に申請書を提出していただきます。

- ・申請書が必要な方は、申し出てください。
- ・必要な方に申請書をお渡しします。
- ・卒園まで有効です。

◎証明書の発行

- ・自動車での送迎が必要と認められた場合、証明書を発行します。
- ・証明書は、ダッシュボード等、外から見える所に置いてください。

### 送迎用車両使用申請書

		令和 年 月 日
木津川市立いづみこども園 宛		
住 所 木津川市		
保護者名		一
児童送迎のため車両を使用したいので申請します。		
児童名	(歳兪)	(歳兪)
	(歳兪)	(歳兪)
利用者名		児童との 間柄
駐車場を利用 したい 時間及び期間	令和 年 月 日から	
	令和 年 月 日まで	
	平 日 (登園) 時 分 ~ 時 分	
	(降園) 時 分 ~ 時 分	
土曜日 (登園) 時 分 ~ 時 分		
	(降園) 時 分 ~ 時 分	
車両を利用 したい 具体的な理由		

NO. \_\_\_\_\_

木津川市立いづみこども園

### 送迎車両証明書

令和 年 月 日発行

別紙⑤－1  
木津川市公立こども園

### 「薬」の取り扱いについて

- ① 園に登園する子どもたちは、本来、集団生活に支障がない健康状態にあり、通常では園で薬を扱うことはありません。ただし、医師の指示により、やむをえない場合については、保護者が記入された「与薬依頼書」と医師の記入した「与薬に関する主治医指示書」および「薬剤情報提供書」を、薬に添付して保育教諭に直接手渡してください。
- ② 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
- ③ 保護者の個人的な判断で持参した薬は、園としては対応できません。
- ④ 必ず薬剤に名前と日付を記入し、当日の1回分を持参してください。(水薬は小さな容器に移してください。)
- ⑤ 医療機関を受診し、処方された期間の薬剤のみ対応します。
- ⑥ 市販の薬、解熱剤、坐薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑦ 吸入など医療行為は、園では実施できません。
- ⑧ 医療機関を受診する際には、医師に園では原則として薬の使用ができないことと、園に通園していることを伝え、教育・保育時間中に「薬」を服用しなくてもすむ処方を配慮していただきますよう依頼してください。

※ 「与薬依頼書」については、園にて登園時に記入してください。  
※ 「与薬に関する主治医指示書」については、園に用意しています。  
コピーをしてお使いください。

※ 上記の項目において不備がある場合は、与薬ができません。

## 与薬依頼書について

やむを得ず、薬を持参される場合・・・下記について必ず守ってください。

- ①与薬依頼書に記入し、保育教諭に直接手渡してください。
- ②必ず薬に名前・日付を記入してください。
- ③1回分を持参してください。(水薬は小さな容器に移してください。)
- ④医療機関を受診し、処方された薬のみ対応します。
- ⑤市販の薬、解熱剤、坐薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑥長期間継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。
- ⑦吸入など医療行為は、園では実施できません。
- ⑧医療機関で園に通園していることを医師に伝えてください。

与 薬 依 頼 書			
いづみこども園長様 令和 年 月 日			
医師の診断を受けたところ、下記のとおり指示があり ましたのでお願ひいたします。(太枠のみ記入)			
クラス名		保護者名	
(ひらがな) 園児名			
病院名			
病院 受診日	月 日		
病 名	風邪・咳・腹痛・下痢・嘔吐・中耳炎 アレルギー・その他( )		
薬の種類 (数量)	粉薬・水薬・外用薬(塗り薬・点眼) ( )・( ) ( )・( ) その他( )		
服用時間	食前・食間・食後 その他( )		
備 考			
受取者名		与薬者名	

日頃は、園児の健康管理にご協力賜りありがとうございます。

さて、当園では、与薬は本来保護者に行っていただくことが望ましく、事故防止などの観点からも、園児に関する与薬を原則としてお断りをさせていただいております。ただしやむを得ず保育時間中に与薬が必要となる場合は、医師の処方薬に限り、保育教諭が与薬をします。

つきましては、保護者には「与薬依頼書」を提出して頂き確認のうえ実施することにさせていただいておりますが、より一層の安全を考え、先生のご意見をいただきたく以下の意見書に必要事項のご記入をお願い致します。

※保育時間中に「薬」を服用しなくてもすむ処方をしていただきますようお願い申し上げます。

木津川市立いづみこども園

### 与薬に関する主治医指示書

年 月 日

園児氏名

年 月 日 生 (男・女)

医療機関名

電話番号

主 治 医

病名					
薬品名	処方日： 月 日				
一包化又は混合の有無	有	無			
用法 1日 回 (朝・昼・夕・就寝前・その他具体的な時間帯)	)				
具体的な使用方法 (外用薬など)					
与薬が必要な時間	時	分			
与薬が必要な期間	月	日	～	月	日
その他の注意事項					

医師の診断を受けてから登園届に記入（保護者）※裏面参照

## 【出席停止を伴う感染症】

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ 特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等 感染症を除く。	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス 感染症	—	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで (「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることにより判断します)
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1 ~ 2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺脹後 4 日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症 (O157,O26,O111 等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師の診断を受けてから登園届に記入（保護者）※裏面参照

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24 ~ 48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるこ
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

## 登園届について

### 登　園　届

施設名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_

#### 出席停止期間

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 から 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで

病状が回復し、医療機関名 \_\_\_\_\_

において集団生活に支障がない状態と判断されましたので、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

から登園します。

病　名	<input type="radio"/>	病　名	<input type="radio"/>
麻しん（はしか）		溶連菌感染症	
インフルエンザ		マイコプラズマ肺炎	
新型コロナウイルス感染症		手足口病	
風しん		伝染性紅斑（りんご病）	
水痘（水ぼうそう）		ヘルパンギーナ	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス)	
結核		R Sウイルス感染症	
咽頭結膜熱（プール熱）		帯状ほうしん	
流行性角結膜炎		突発性発しん	
百日咳			
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26等)		その他（ ）	
急性出血性結膜炎			
髄膜炎菌性髄膜炎			

なお、この件に関して、対面または、書面等で病状等を上記医療機関に問合せることを許可します。

令和　　年　　月　　日

保護者名 \_\_\_\_\_ (自署) \_\_\_\_\_

「登園届」は職員室にあります。  
早朝保育時間については、職員にお声かけください。

## 災害時引き渡しカードについて

### 「災害時引き渡しカード」

1. 園児名 ( ) 歳児 ( ) 組 名前 ( )

2. 保護者

保護者名	続柄	連絡先

3. 保護者にかわる災害時・緊急時の引取者

	氏名	園児との関係	緊急連絡先 (携帯電話番号等)
第1引取者			
第2引取者			

\* 父母以外・18歳以上でお願いします。

\* 引取者の方に登録している旨を伝えておいてください。

**※ こども園記入欄 (災害時記入)**

【引き渡し日時】 月 日 ( ) 時 分

【引取者】 ( ) 連絡先 ( )

本人確認 ( )

【引き渡し職員】 ( )

【引き渡し場所】 ( )

## 個人情報の取り扱いについて

木津川市立いづみこども園は、本園の園児・保護者の皆様の個人情報の取り扱いにつきまして、「木津川市個人情報保護条例」及び関係条例等を遵守し以下の利用目的、個人情報の提供等により管理・運用・保護に努めます。なお、以下2.に記載するところより、園児又は保護者の個人情報を第三者に外部提供することがありますが、本園の円滑な教育保育運営のため、ご理解、ご協力をいただき別紙同意書を本園まで提出くださいますようお願いします。

### 1. 個人情報の利用目的

本園は、収集した個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用する場合には、本人又は保護者から事前に同意を得ることとします。

- (1) 園児の教育・保育活動の企画立案・実施・検証研究、健康・安全の管理・向上
- (2) 本園の教育・保育に係るご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 本園業務に関する情報提供・運営管理・教育・保育の充実
- (4) その他園業務に関連・付随する業務

### 2. 個人情報の提供

本園は、次の場合を除いて、収集した個人情報を外部に提供することはありません。

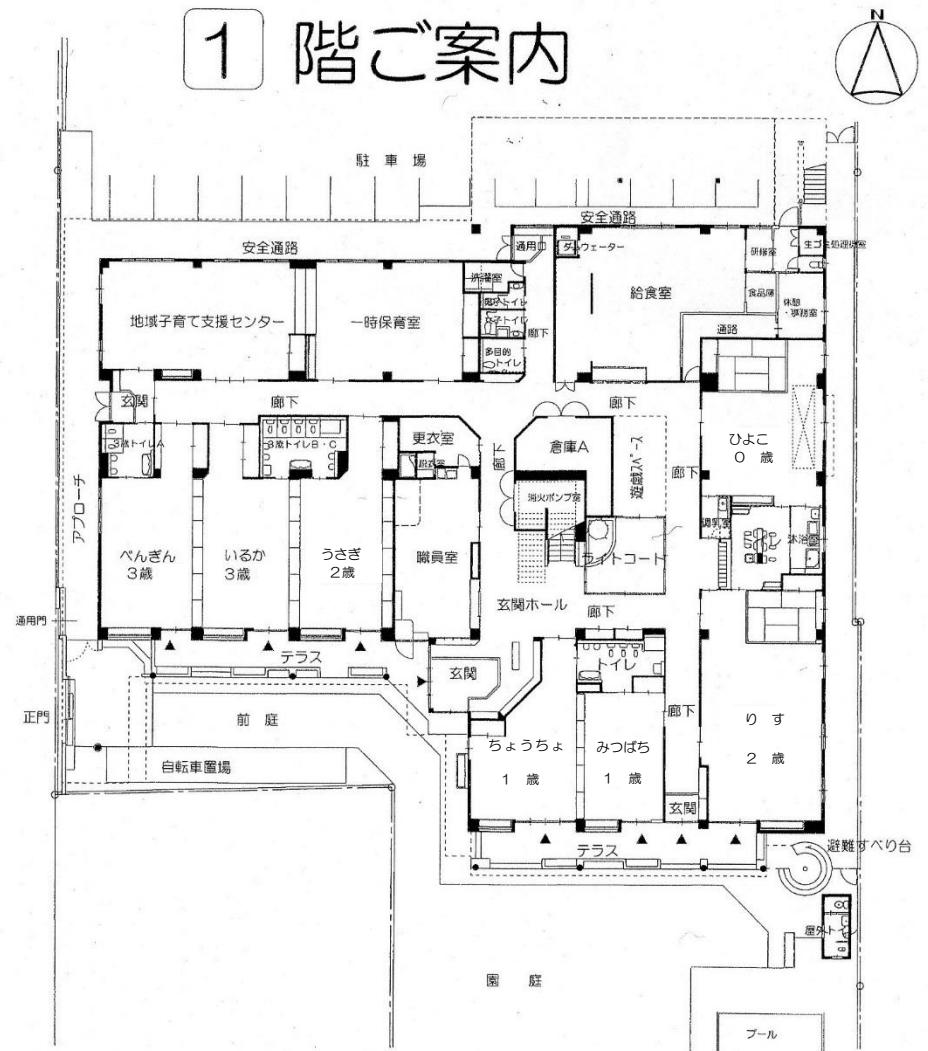
- (1) あらかじめ、本人又は保護者が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部へ委託する場合
- (3) 保護者会への園児および保護者の氏名、保護者会運営のために必要な情報の提供、なお、保護者会への上記個人情報の提供に際しては、あらかじめ保護者会との間で以下の事項について取り決めた同意書を取り交わします。
  - ・保護者から、当該個人情報を漏洩しないための厳正な管理
  - ・保護者会から第三者への再提供の際にはあらかじめ文書で本園の了承を得ること
  - ・保護者会が当該個人情報の利用目的を終了した際は、速やかに本園に返却するか完全に廃棄すること
- (4) その他法令に基づく場合又は出版、報道等により公にされているとき
- (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき
- (6) 本園及びこども園所管課があらかじめ木津川市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、外部提供をすることが事務の執行上やむを得ない場合又は外部提供をすることについて相当の理由がある場合であって、当該外部提供をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき

### 3. 個人情報保護に関する窓口

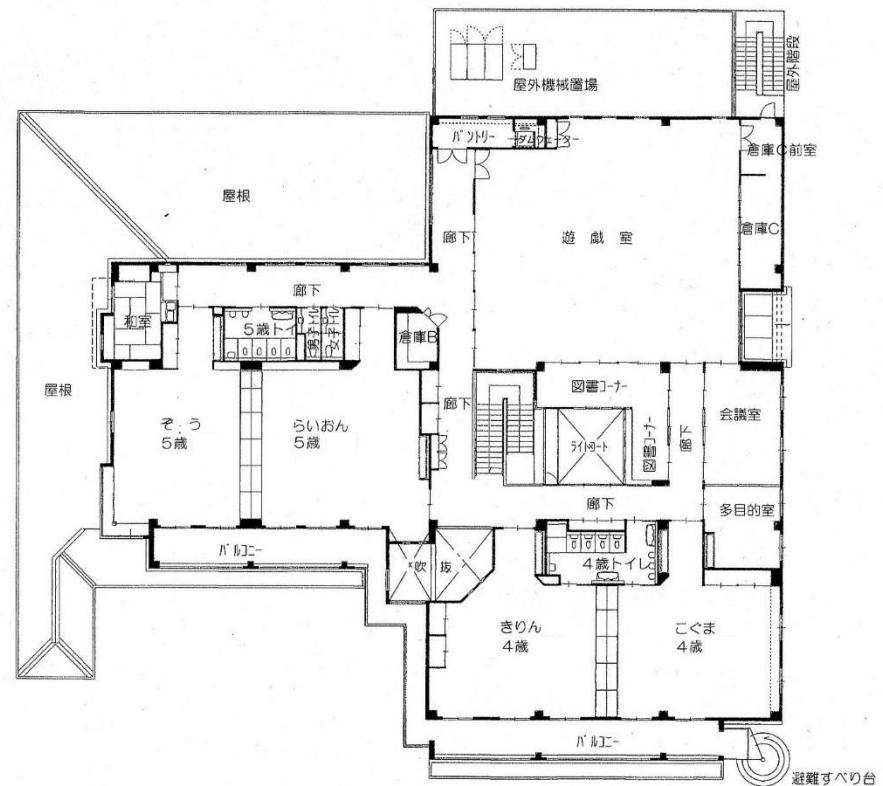
木津川市立いづみこども園 電話：0774-76-2130 園長 岡森 多美恵

木津川市立いづみこども園

1 階ご案内



2 階ご案内



# 重要事項説明同意書及び個人情報使用同意書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項及び個人情報使用の説明を行いました。

施設名 : 木津川市立いづみこども園

所在地 : 木津川市加茂町里西鳥口95番地

園長 : 岡森 多美恵

私は、書面に基づいて木津川市立いづみこども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

また、下記園児及びその保護者等に係る個人情報について、「個人情報の取り扱いについて」に記載された「1.個人情報の利用目的」「2.個人情報の提供」のために必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。

令和 年 月 日

住 所 :

園児氏名 :

保護者氏名 :

園児から見た続柄 :